

大洗町での宅地開発事業に補助金交付！

# 民間宅地開発事業補助金制度

大洗町では、定住化対策の一環として、良質な住宅用地の供給と団地内の優良な公共施設の整備を図るため、宅地開発事業に係る公共施設整備に対し、補助金を交付します。

宅地建物取引業者が、町内において一戸建て住宅用地を分譲することを目的として宅地開発を行う際に設置する公共施設部分のうち、町に帰属するものに対して補助します。

## ◆補助要件

- ①開発区域面積が1,000平方メートル以上であること
- ②道路は幅員6メートル以上(側溝を含む)かつ舗装されていること

## ◆補助対象施設

道路、公園、緑地、広場等で公共の用に供する施設であり、町に帰属するものであること。

## ◆補助額

開発区域の固定資産税評価額を開発区域面積で除した額に、公共施設の用地面積を乗じた額

※固定資産税評価額は、開発許可取得後に補助金申請する時点のものとする

## ◆補助の上限

1事業あたり500万円



詳しい内容（申請方法、提出書類等）については、

大洗町ホームページ（<http://www.town.oarai.lg.jp>）をご覧ください。

大洗町 まちづくり推進課

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

電話: 029-267-5111

Eメール: machidukuri@town.oarai.lg.jp



©oarai town